

「特別講演-2」

動物の輸入届出制度における実験用げっ歯類の輸入の実際

八神健一（筑波大学大学院人間総合科学研究科／生命科学動物資源センター）

近年、ゲノム解析をはじめとする医学・生命科学研究において、遺伝子改変マウスの利用拡大に象徴されるように、研究者間での実験動物の授受が激増し、諸外国との輸出入の事例も増えている。一方で、各種法令が改正され、実験動物の輸出入に少なからぬ影響が生じている。今回の講演では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）」に基づき平成 17 年 9 月 1 日より施行されたげっ歯類動物の輸入届出制度について、制度制定の経緯と施行後の状況について紹介し、併せて「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（別称：カルタヘナ法）」で規制を受ける研究用遺伝子組換え動物の輸出入に関しても触れる予定である。

平成 17 年 9 月より新たに始まった感染症予防法による動物の輸入届出制度は、「生きたげっ歯目、ウサギ目、その他の陸生哺乳類」、「生きた鳥類」及び「げっ歯目、ウサギ目の動物の死体」を輸入する際、厚生労働省の検疫所に届出書を提出することが基本的な制度である。既に輸入検疫が行われている動物（家畜、家禽、イヌ、ネコ、一部のサルなど）は除外されることから、最も影響が大きいものは実験用のげっ歯類動物となる。しかも、届出書には輸出国政府の発行する衛生証明書を添付しなければならないうえに、当初予定された制度では相手国の動物飼育施設を 4 項目の基準に沿ってあらかじめ輸出国政府が指定し、日本政府に通知しなければならなかった。平成 16 年 12 月に開かれた説明会でこのことが明らかになると、多くの研究者や実験動物関係者が制度の見直しを要求し、遂に再度の省令改正で一部の手続きの修正が図られた。省令改正で新たな制度を制定しながら、施行前にさらに省令改正をすることは異例のことであったが、それだけ反響が大きかったといえる。

修正後の制度では、実験動物としてのげっ歯類動物は高度な衛生管理が行われているという現状を踏まえ、高度な衛生管理がなされているげっ歯目に属する動物については新たな基準を設ける代わりに、あらかじめ相手国政府による施設の指定を不要とした。これにより、ほとんどの動物実験施設で飼育された実験用げっ歯類動物は、所定の Health certification を施設獣医師が作成・署名し、米国の場合農務省の州事務所を経由して農務省担当者の署名（スタンプ）を得ることで、政府発行の衛生証明書となる一連の手続きが行われることとなった。

日本の研究者あるいは輸入業者は、あらかじめ衛生証明書を FAX 等で入手し、それを添付して厚生労働省検疫所に輸入届出を行い、通関の際、動物の輸送箱と共に送られてくる衛生証明書の原本を提出することで、輸入が許可されるというものである。まだまだ、施行後間もないことから、いろいろな問題点が生じていると思われる。施行後の現状についても調査し、紹介する予定である。